

第1章 文化財保存活用地域計画作成の目的と位置付け

第1節 文化財保存活用地域計画作成の背景と目的

福井県東部に位置する大野市は、昭和29年（1954）7月1日、当時の福井県大野郡大野町、下庄町、乾側村、小山村、上庄村、富田村、阪谷村、五箇村、以上2町6村の合併により誕生しました。以後、昭和45年（1970）には大野郡西谷村、平成17年（2005）には大野郡和泉村をそれぞれ大野市に編入し、現在の「大野市」となっています。

大野市の歴史は縄文時代にまでさかのぼり、長い歴史の中で豊かな文化を育んできました。大野市には、国指定重要文化財「旧橋本家住宅」（上庄地区）や県指定史跡「越前大野城跡」（大野地区）、県指定名勝「南専寺庭園」（下唯野）（富田地区）、七間通り（大野地区）や寺町通り（大野地区）に代表される伝統的な町並み、国指定天然記念物「本願清水イトヨ生息地」（大野地区）など、数多くの文化財が良好に保存されています。令和4年（2022）1月現在、大野市における国・県・市指定及び国登録文化財の総数は143件、周知の埋蔵文化財包蔵地は161件となっています。国・県・市指定文化財の保護とともに、大野市独自の取り組みとして、地区や集落で継承されてきた伝統文化を「おおの遺産」として認証・支援する制度を創設し、令和4年（2022）1月現在、19件の年中行事や伝統芸能、風習・生業を認証しています。このような支援や取り組みにより、大野市は、歴史を伝えるさまざまな文化財と美しい歴史的・自然的景観を受け継いできました。

しかしながら、大野市は、少子化・高齢化や過疎化の進行に伴う人口減少と、地域コミュニティの衰退といった状況が認められ、文化財の保存・継承とそれらを取り巻く環境にも深刻な影響を及ぼしています。さらに、育んできた文化への理解と関心の低下により、文化財のき損・滅失、担い手の減少が起こっていることから、新たな人材の育成をはじめとした文化財の保存・活用への対策は、喫緊の課題です。

そこで大野市は、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定に関する指針」（令和3年（2021）6月）に基づき、文化財に関する保存・活用のマスタープラン及びアクションプランとなる「大野市文化財保存活用地域計画」を作成することとしました。大野市地域計画では、大野市内に所在する多種多様な文化財を幅広く捉え、周辺環境まで含めた文化財の一体的な保存・活用の取り組みの方向性を明確化し、行政と市民が協働で文化財の保存・継承と整備活用を進め、歴史文化を生かしたまちづくりを推進する基本方針及び措置（具体的な事業や事業主体、事業スケジュールなど）を示します。

第2節 文化財保存活用地域計画作成の体制と経緯

大野市地域計画は、大野市の歴史文化の特徴を的確に捉えるとともに、所在するさまざまな分野の文化財の保存・活用について市民の理解と協力が得られる内容とする必要があります。このため「大野市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱」を定め、当該要綱に基づき、市民や学識経験者、行政関係者より13名の委員を委嘱し、「大野市文化財保存活用地域計画策定協議会」（以下、特に断らない限り「策定協議会」という。）を設置しました。策定協議会は、令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）の3カ年で計8回開催し、大野市地域計画の協議を行いました。また、文化財の保存・活用について全庁的な取り組みが進められるよう、庁内関連部局職員によるワーキンググループを設置して協議を行いました（詳細は資料編1、2、3、4、5、6を参照）。

市民の文化財の保存・活用に関する意識を把握するとともに、地域の文化財について理解を深め、地域の文化財の掘り起こしを行うため、各地区で地域住民を対象にワークショップなどの意見集約を実施した他、文化財の保存・活用についての理解を深めてもらうためシンポジウムを開催しました。

さらに、文化財保護に関する専門的な分野については、大野市文化財保護審議会から意見聴取を行いました。

このような取り組みを通して作成した大野市地域計画の素案についてパブリックコメントを募集し、意見などを踏まえた結果を教育委員会の議決を経て、「大野市文化財保存活用地域計画」として取りまとめました。

第3節 文化財保存活用地域計画の位置付け

大野市地域計画は、平成31年(2019)4月に改正施行された文化財保護法に基づく法定計画として、文化庁長官の認定を受けることを目標とし、法令や条例、福井県の大綱である「福井県文化財保存活用大綱」(令和2年(2020)3月策定)、大野市の長期的・総合的な市政運営の指針となる「第六次大野市総合計画」(令和3年(2021)2月策定)をはじめ、各種関連計画とも整合性を図りながら作成を進めてきました。

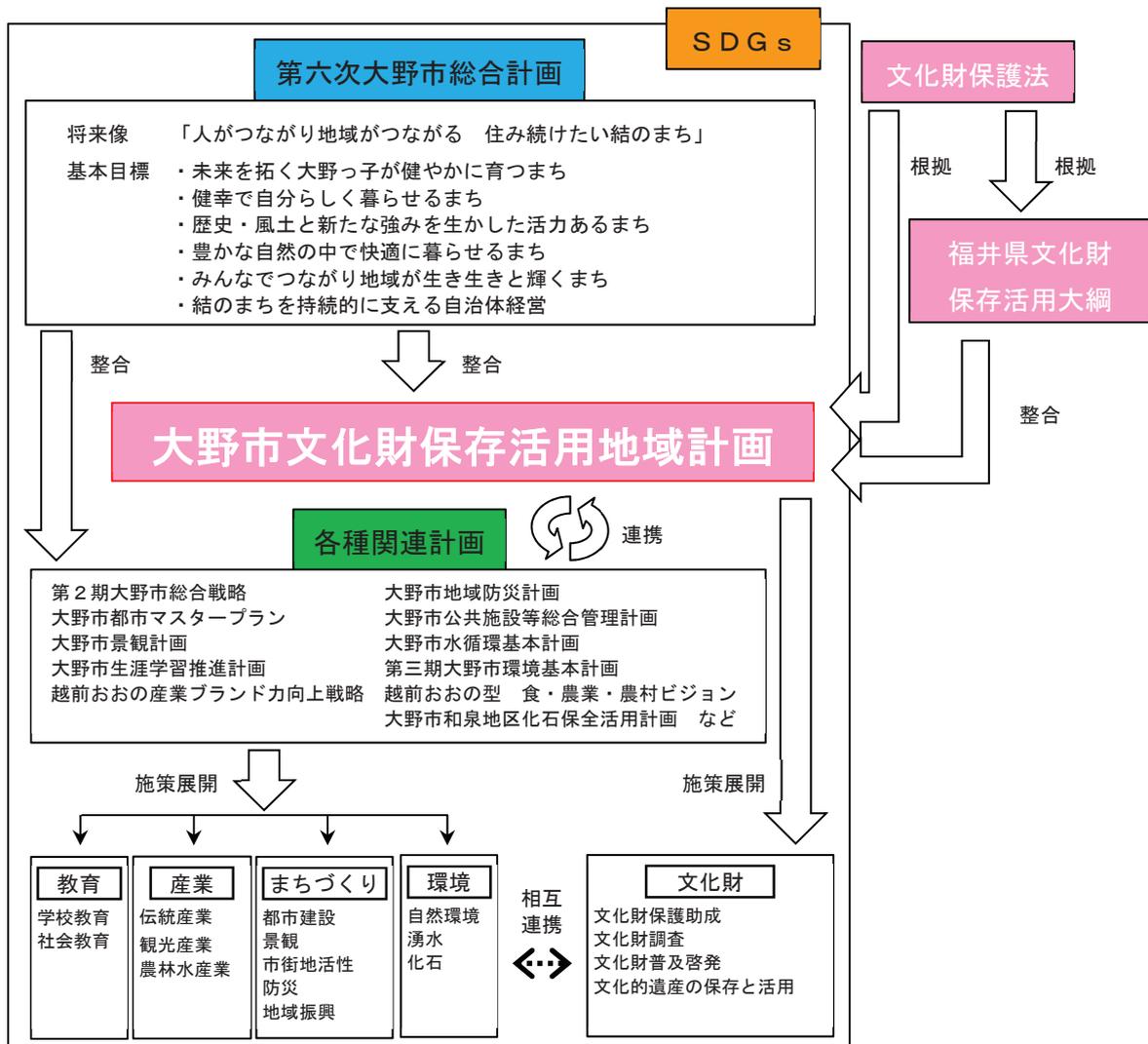


図1 文化財保存活用地域計画の位置付け

大野市地域計画では、総合計画に掲げた大野市の将来像とまちづくりの基本目標に基づき、文化財の保存・活用施策の展開に向けた基本的な考え方を示します。また、全庁的な文化財の保存・活用への取り組みが進められるよう、大野市各部局が作成した関連計画と関係施策の連携・整合性に配慮し、各施策が文化財の保存・活用に資することができるよう、支援方策としての役割を担うものとします。さらに、大野市地域計画に沿った施策を持続可能な開発目標であるSDGsと関連付けて実施します。

主な上位計画・関連計画の概要は次のとおりです。

〈上位計画〉

「第六次大野市総合計画」を上位計画として整合を図るとともに、大野市地域計画の各措置がその推進となるようにします。

【第六次大野市総合計画】（令和3年（2021）2月策定）

計画期間：令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間

第六次大野市総合計画は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を期間とした、まちづくりの目標と方向を示した大野市の最上位計画であり、市民や各種団体などが主体的にまちづくりに取り組む上での指針であるとともに、国や県などとの連携を図るための指針でもあります。

この総合計画では、大野市民憲章と大野市教育理念を恒久的なまちづくり、人づくりの理念としながら、令和12年（2030）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsの考えを取り入れ、私たちが目指す10年後のまちの将来像を「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」としています。

文化財の保存・活用については、前期基本計画に次の3つの施策を掲げています。

- 1 文化芸術の振興と継承を推進します
- 2 文化遺産・自然遺産を保護し活用します
- 3 郷土の歴史や文化の魅力を発信します

〈関連計画〉

他の計画などと連携を図り、大野市地域計画及び関連計画の施策展開を図ります。また、特に関連の深い事業については、大野市地域計画の措置に取り入れます。

【第2期大野市総合戦略】（令和3年（2021）2月策定）

計画期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

地域の人口動向や産業実態などを踏まえ、人口減少対策に特化した施策の実現を目的として策定しました。「地域経済を活性化し、安定した雇用を創出する」、「新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った活力ある地域をつくり、地域と地域を連携する」を施策の方向性とし、人口減少対策と地方創生に戦略的に取り組んでいくこととしています。

【大野市都市マスタープラン】（平成9年（1997）策定、平成23年（2011）7月改訂）

計画期間：平成23年度（2011年度）～令和12年度（2030年度）の20年間

社会情勢や地域的特性を踏まえ、大野市の都市計画に関する目標や基本方針を示すことで、魅力あるまちづくりを実現させることを目的として策定しました。大野市の歴史資産や自然環境資源を生かすことで、市民が誇りを感じ、大野市外からの移住者と来訪者が増え、交流が育まれる元気な都市づくりを目指すとしています。

【大野市景観計画】（平成 19 年（2007） 5 月策定）

大野市内の歴史的資源や田園風景、自然景観を保全・継承し、大野市街地・田園地帯・山地地域の各地域の景観づくりに生かすことで、市民や観光客が魅力を感じる景観形成を行うことを目的として策定しました。景観計画区域は大野市全域であり、歴史的資源については大切に保存・継承するとともに、歴史の積み重ねが感じられる街並みづくりを進めることとしています。

【大野市生涯学習推進計画】（令和 4 年（2022） 1 月策定）

計画期間：令和 4 年度（2022 年度）～令和 8 年度（2026 年度）の 5 年間

人生 100 年時代、全ての人に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会をつくり、生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、人生を豊かに生きることができる生涯学習社会の実現が求められており、全市民を対象として、生涯を通じて学び合い、協力し合い、次代の地域社会を支える人づくりを目指した生涯学習を推進するために策定しました。

【越前おおの産業ブランド力向上戦略】（令和 4 年（2022） 2 月策定）

計画期間：令和 4 年度（2022 年度）～令和 8 年度（2026 年度）の 5 年間

歴史・文化・伝統や自然環境など、各分野のブランド化を進めてきた「越前おおのブランド戦略」と、観光誘客に取り組んできた「越前おおの観光戦略ビジョン」を統合し、地域資源のブランド力を高めつつ、観光などの視点を取り入れながら、事業者の「稼ぐ力」の向上につなげていくこととしています。

【大野市地域防災計画】（昭和 38 年（1963）作成、令和 4 年（2022） 2 月修正）

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命や身体、財産を災害から保護するとともに、市民参加による地域防災力の強化を図り、社会秩序の維持と公共の福祉に資することを目的としています。共通編では、文化財を火災から守るための予防対策や防火指導、防火対策を実施することや、災害発生時の応急対応を進めることとしています。

【大野市公共施設等総合管理計画】（平成 29 年（2017） 3 月策定）

計画期間：平成 29 年度（2017 年度）～令和 8 年度（2026 年度）の 10 年間

公共施設とインフラ資産の適正配置や安全確保、適切な維持管理など、公共施設等の管理に関する総合的かつ基本的な方針を定めた計画です。財政負担の軽減と平準化を図るとともに、市民にとって真に必要な公共施設等を将来世代につないでいくことを目的として策定しました。

【大野市水循環基本計画】（令和 3 年（2021） 2 月策定）

計画期間：令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度）の 10 年間

国の水循環基本法（平成 26 年（2014）施行）と水循環基本計画（令和 2 年（2020）6 月改定）の趣旨を踏まえ、大野の恵まれた水循環を守り、未来に引き継いでいくため、大野市のさらなる水循環の健全化に向けた総合的な計画として策定しました。「『健全な水循環による、住み続けたい結のまちの実現』～九頭 竜川源流域くずりゅうの豊かな水環境を次世代へ～」を基本理念としています。

【第三期大野市環境基本計画】（平成 12 年（2000）策定、令和 3 年（2021） 3 月改訂）

計画期間：令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度）の 10 年間

大野市環境基本計画は、平成 10 年（1998）3 月に制定した大野市環境基本条例の基本理念を実現するため、良好な環境の保全はもとより、より良い環境の創造を目指して策定しました。

さらに、第六次大野市総合計画の基本目標の一つでもある「豊かな自然の中で快適に暮らせるまち」を実現するため、「地球温暖化などの気候変動への対応」や「廃プラスチックの削減」、「食品ロスの削減」といった新たな課題に対応することとしています。

【越前おおの型 食・農業・農村ビジョン】（平成 15 年（2003）策定、令和 4 年（2022）2 月改訂）

計画期間：令和 4 年度（2022 年度）～令和 8 年度（2026 年度）の 5 年間

越前おおの型 食・農業・農村ビジョンと越前おおの食育推進計画を統合しました。越前おおの型 食・農業・農村ビジョンの中で、食と農のつながりを見直すため、農業・農村と並んで食育を一つの柱として捉えています。

この「食育」は、大野市の食文化の伝承、食べ物の安全・安心などのさまざまな課題の解決に向けた、総合的な取り組みを推進していくこととしています。

【大野市和泉地区化石保全活用計画】（平成 25 年（2013）3 月策定）

化石が貴重な天然資源であることをもっと大野市内外に広くアピールし、地域の活性化につなげ、長期的かつ総合的見地に立って保全・活用を図るためのマスタープランとして策定しました。和泉地区から発見される化石の特色を整理し、地域の貴重な資源である化石を保全・活用していくための具体的な施策を挙げています。

基本方針として、学術分野では「化石及び地層に関する資料の保全と充実」、教育分野では「小中学校の児童生徒や成人を対象に化石に対する理解を深める事業の実施」、観光分野では「化石をテーマとした体験型イベントなどによる交流人口の拡大」としています。

〈文化財の防災に関わるガイドラインなど〉

文化財の防災については、国が作成したガイドライン及び計画に基づきながら対策を進めていきます。

【国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン】

（令和元年（2019）作成、令和元年（2019）12 月改訂）

国宝・重要文化財（建造物）や史跡などに所在する建造物の所有者などが総合的な防火対策を検討・実施できるように、令和元年（2019）9 月に文化庁が作成しました。各文化財の特性ごとに想定される火災リスク、防火についての基本的な考え方、必要な点検事項と手順、対応策をまとめています。

国宝・重要文化財（建造物）や史跡などに所在する建造物の所有者などにおいては、本ガイドラインを活用し、当該建造物の燃焼特性（脆弱性）を理解するとともに、防火設備の整備、訓練の充実、その他の防火対策について検討・実施し、具体的な防火対策プランを作成することとしています。

【国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン】

（令和元年（2019）作成、令和元年（2019）12 月改訂）

国宝・重要文化財を保管する博物館などにおいて整備などが必要となる防火設備などを把握し、総合的な防火対策を検討・実施できるように、令和元年（2019）9 月に文化庁が作成しました。防火管理体制や日常管理体制における火災予防、各種設備のあり方、設備の点検や消防訓練などについての基本的な考え方を示しています。

そして、本ガイドラインの基本的な考え方に基づき点検を行い、対策の不十分な点や課題点が明らかになった場合、管理体制の見直しや設備の整備・増設、消防訓練の充実などの今後の対応策をまとめることとしています。

【世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画】（令和元年（2019）12 月策定）

計画期間：令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）の 5 年間

日本の貴重な国民的財産である文化財を確実に次世代に継承するため、総合的・計画的な防火対策を重点的に進めることを目的として、令和元年（2019）12 月に策定されました。国宝・重要文化財（建造物）や国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館、史跡などに所在する建造物などの防火対策に係る基本的な考え方を示し、各重点整備対象を定め、重点整備内容（ハード）や重点取組内容（ソフト）などを挙げています。

基本的な考え方として、「防火対策ガイドラインに基づく点検結果を踏まえ、各文化財の特性、管理体制、防火に係る専門的見地からの意見などを総合的に勘案して検討・実施し、対策の進捗状況を適時確認」することとしています。

※大野市には該当する文化財はありませんが、本計画の主旨に準じて対策を進めていくこととします。

〈そのほか関係する考え方〉

大野市地域計画の措置と関連付けられる考え方です。措置を推進させることで、大野市におけるこの考え方を推進させます。

【SDGs】(2015年9月採択)

目標年次：平成28年(2016)～令和12年(2030)の15年間

平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことです。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。文化財の保存・活用に関する目標とターゲットは、以下のとおりです。大野市地域計画は以下の目標とターゲットに関連付けて実施します(ターゲットから該当部分を一部抜粋)。

目標4. 質の高い教育をみんなに

ターゲット4.7：文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

目標8. 働きがいも経済成長も

ターゲット8.9：雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。

目標11. 住み続けられるまちづくりを

ターゲット11.4：世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

目標17. パートナリシップで目標を達成しよう

ターゲット17.17：効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

第4節 計画期間

大野市の最上位計画である第六次大野市総合計画と整合を図るため、大野市地域計画は、今後9年間(令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度))を計画期間とします。計画期間のうち、令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)を前期、令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)を後期とし、各期の最終年度に見直しを行います。

見直しに当たっては、個々の事業評価と計画全体の評価を行い、必要に応じて変更と修正を行います。認定を受けた大野市地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定を受けます。軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について、県を經由して文化庁へ情報提供します。

「軽微な変更」とは、以下以外の変更を指します。

- ・計画期間の変更
- ・大野市内に存する文化財の保存に影響を与える恐れのある変更
- ・大野市地域計画の実施に支障が生じる恐れのある変更

なお、見直しに当たる組織や方法などについては、改めて検討します。



図2 大野市地域計画の計画期間

第5節 地区区分

大野市は旧大野郡大野町・同下庄町・同乾側村・同小山村・同上庄村・同富田村・同阪谷村・同五箇村・同和泉村・同西谷村の2町8村を基に、大野地区・下庄地区・乾側地区・小山地区・上庄地区・富田地区・阪谷地区・五箇地区・和泉地区・西谷地区の10地区から構成されています。大野市地域計画における地区区分もこれに準ずることとします。

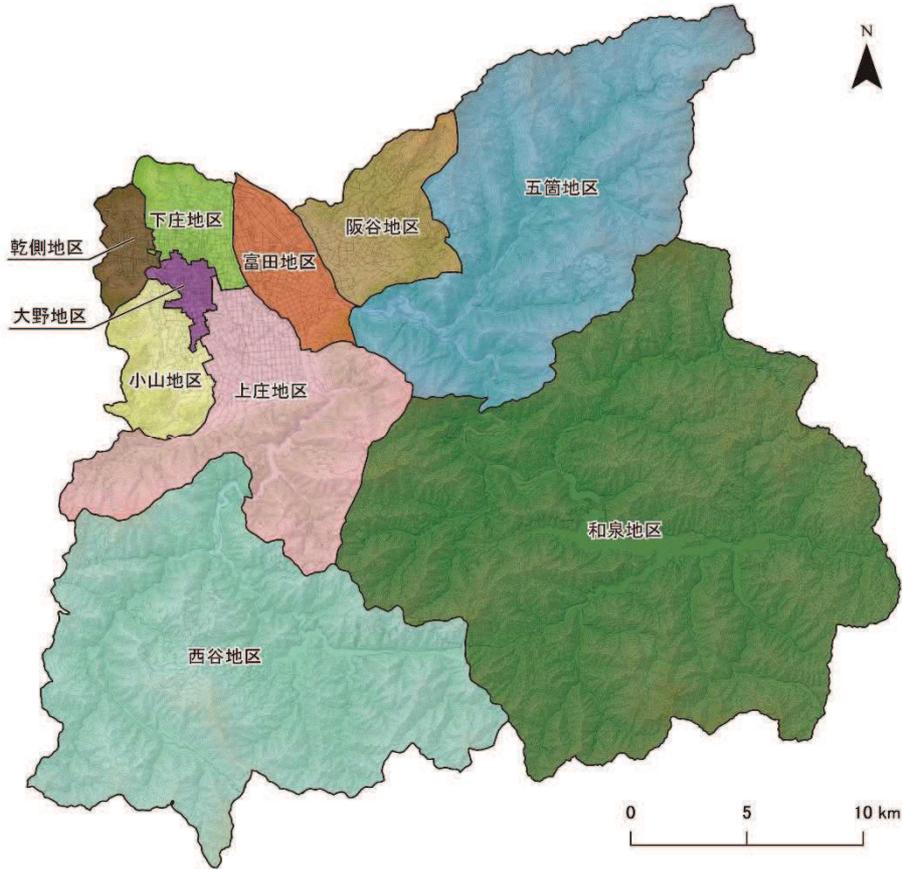


図3 大野市の地区区分（背景図に基盤地図情報を使用）

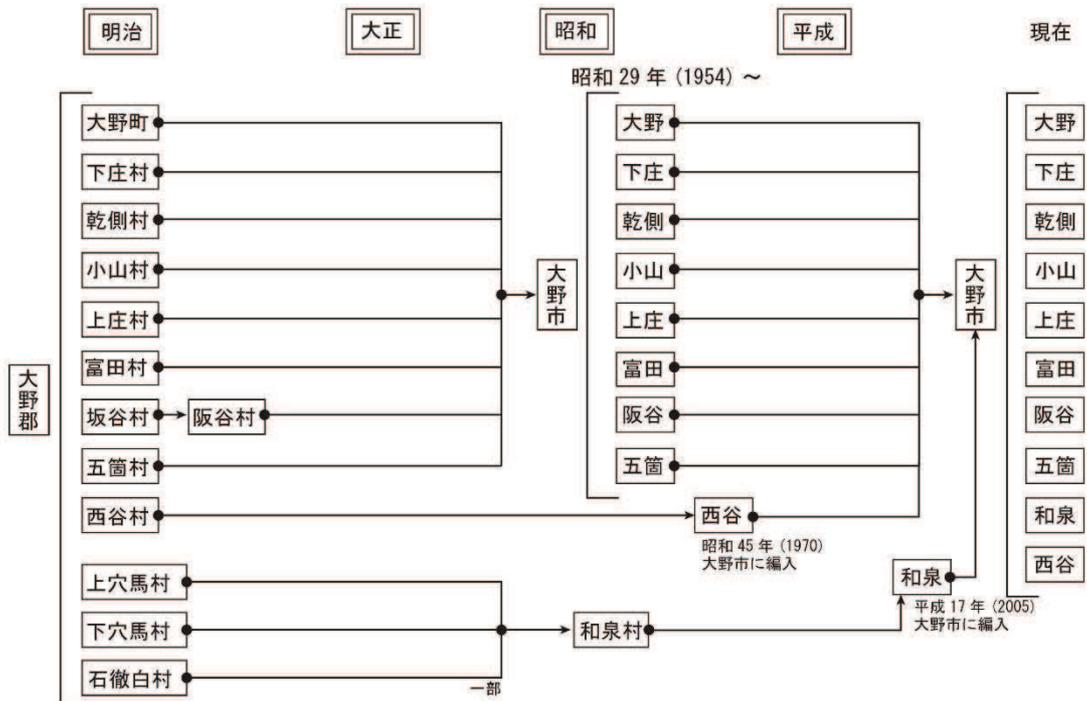


図4 各地区における地区名の変遷（市制町村制施行以降）